

第126号

令和5年11月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館2F ☎231-0763 FAX241-3216



税制改正提言特集

5.9.8 第60回 北海道法人会 全道札幌大会

(公社)札幌西法人会事務所が移転します。(執務開始11月20日(月))

(新住所) 〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル3階

11月20日から電話番号・FAX番号が変わります。

新電話番号 011-624-5788 FAX番号 011-624-5799

目次

北海道法人会連合会 令和6年度税制改正の提言	2～9
札幌西法人会 担当税理士の紹介	10
札幌市からのお知らせ(特別徴収)	11
税務署からのお知らせ(ダイレクト納付)	12～13
物知りでなけりゃ落語は聞けない?	14
私たちが公益法人を支えます(新入会員)	14
インターネットセミナーのご案内	15
参考図書無料贈呈のご案内	16

北海道法人会連合会 令和6年度 税制改正提言事項

去る9月8日、札幌市に於いて第60回税制改正提言全道大会が開催され、出席者850名（当会59名）の賛同により令和6年度税制改正事項が採択されました。

10月18日全国群馬大会において全国の意見が集約・取りまとめられ、関係各機関・国会議員に提言していく予定です。

北海道法人会連合会の「税制改正提言事項」は次のとおり。

《基本的課題》

I 財政健全化に向けて

- 我が国の長期債務残高は、国と地方を合わせて1,200兆円を超し、国内総生産（GDP）の2.2倍と先進国の中でも突出して急拡大している状況にある。また、団塊の世代の後期高齢者入りにより、社会保障給付の急増が見込まれている。
 - 政府は防衛力の抜本的な強化のため、防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定した。その財源は「歳出削減」、「決算剰余金の活用」、「防衛力強化資金（仮称）の創設」、「税制措置」で賄うこととしており、税制部分については、法人税、所得税、たばこ税により1兆円強を確保することとしているが、増税の実施時期については当初の2024年度から2025年度以降への先送りを視野に入れている。
 - さらに政府は、「異次元の少子化対策」として2024年度から3年間で加速化プランとして取り組み、今後3年間で年3兆円台半ばの追加予算を確保することとしているが、その財源については消費税を含めた新たな税負担は考えず、歳出改革などにより国民に実質的な追加負担を求めないこととしている。また、30年代初頭までに国連予算を倍増することを目指している。
 - 政府は防衛費の増額や少子化対策にかかる財源について、負担を先送りし、税外収入の上積みや歳出改革等で賄うこととしているが、着実な実施には安定財源の確保が必要である。
 - コロナ禍での財源措置について、アメリカ、イギリス、ドイツ等では財政健全化に向けた道筋を示している。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担については、国民が連帯し幅広く負担する必要がある、将来世代に先送りせず現世代で解決すべきである。
 - 消費税の用途は、「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」こととなっている。国債で賄ったコロナ対策費のうち医療に係わる部分の負担、及び新たな少子化対策に係わる費用については、消費税を選択肢に含めて議論すべきである。
 - 本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.2%（▲1.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのは2026年度となる見込みであるが、2025年度の基礎的財政収支黒字化目標は、引き続き堅持すべきである。
- 1 財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに

分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- 2 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求める。

II 社会保障制度に対する基本的考え方

○高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（令和4年度約131兆円）に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

○持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する必要がある。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

- 1 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施することを求める。
- 2 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標である「全都道府県でジェネリック医薬品の80%以上の普及率」を達成することを求める。
- 3 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうではない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直すことを求める。
- 4 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止等さらなる厳格な運用が不可欠であることを求める。
- 5 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業の更なる活用に向けた検討を求める。

また、児童手当の所得制限撤廃の動きがあるが、負担を増やして富裕層にまで対象を広げることが、公平性の確保や出生率向上につながるか疑問である。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要であり、実効性のある対策に絞る等、バラマキ政策とならないようにすることを指摘する。

- 6 少子化対策の在源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立を求める。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するため、税と社会保障の問題を一括して議論することを求める。なお、年収の壁の解消に向けて、扶養から外れる人の厚生年金など保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が助成する案が検討されている。厚生年金の加入要件に当てはまらない企業や個人事業者、非正規雇用者との間で不公平が

生じないように配慮することを求める。

Ⅲ 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず臆より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- 1 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- 2 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- 3 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- 4 積極的な民間活力導入を行い成長につなげること。

Ⅳ 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、「経済の持続的成長と雇用の創出」、「少子高齢化や人口減少社会の急進展」、「デジタル化や働き方の多様化」、「グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化」、「国際間の経済取引の増大や多様化。諸外国の租税政策等との国際的整合性」等への対応といった視点を踏まえた上で、税制全体の抜本的な見直しの検討を求める。

《税目別課題》

Ⅰ 法人課税について

1 法人実効税率について

平成28年度の税制改正において、「法人実効税率20%台」が実現したが、減税分が賃上げや設備投資などにまわらず企業の内部留保は516兆円（令和3年度）に達している。

令和3年10月には、法人税の最低税率を15%に定めることなどがOECD/G20で合意され、法人税率の引き下げ競争に歯止めがかかった。そして、イギリスやアメリカでは財政健全化や経済対策の財源として法人税率を引き上げる方向にある。さらに、わが国においては、防衛力の抜本的強化等のために必要な財源確保のための税制措置として、法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課することが検討されている。

こうした状況を踏まえ、現在、法人税率引き下げの機運にないことから、「法人実効税率の引き下げ」は当面求めないこととする。

2 課税ベースの拡大について

(1) 欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

コロナウイルスの影響が残り経済活動が制限される中、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、一部業種を除き極めて厳しいものと言わざるを得ない。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

(2) 外形標準課税の拡大反対

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものである。中小企業への課税強化には断固反対する。

3 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については引き続き本則化することを求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について1,600万円への大幅な引上げを求める。

4 政策税制措置の拡充・恒久化

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

令和4年度末に期限を迎えた「中小企業投資促進税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

(2) 少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和5年度末（令和6年3月末）に期限を迎える。

引き続き償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても取得価格10万円未満から30万円未満に引上げることを求める。更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引き上げ及び取得合計額の上限撤廃することを求める。

(3) 生産等設備投資促進税制の復活

令和4年度末に期限を迎えた「中小企業経営強化税制」は、令和6年度末（令和7年3月末）まで延長された。計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いため中小企業に浸透していない。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

5 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和5年度末（令和6年3月末）に期限を迎える。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に延長あるいは恒久化の上、定額控除限度額の引き上げ、交際費の全額損金化を求める。

6 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与以外については損金不算入とされており、業績連動給与についても同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を

経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

7 中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

コロナ禍による厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

II 所得課税について

1 所得税の配偶者控除および課税方式の見直し

一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革を進めるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

急激な税負担の増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、働き方の変革に資する課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能に改めて注目し、引き続き見直しを強く求める。

III 資産課税について

1 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、基礎控除3,000万円並びに法定相続人1人あたりの控除額600万円の引き上げを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2 贈与税

(1) 贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げを求める。

(2) 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることとなるが、相続が発生し生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3 事業承継税制

(1) 改正事業承継税制の周知と更なる要件緩和

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進を図るため、納税猶予制度の特例が5年目を迎え、令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、令和6年3月末までとなったが、コロナ禍による時間的なロスを勘案し、更に提出期限を1年延長し、適用期限については2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

①相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可

②会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

③取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど、特例措置以前の申請分の救済を強く求める。

(2) 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは免除する制度の早期創設が求められる。

(3) 事業承継におけるM&Aに対応した税制の創設

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手及び買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

IV 消費課税について

1 軽減税率

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入予定である。

制度導入に当たりコロナ禍の影響を受けた飲食、小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、今後の円滑な導入及び運営に向け、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例／3年間）や一定規模以下の事業者

対する事務負担の軽減措置（いわゆる少額特例／6年間）の周知の徹底、並びに一定の条件の下に恒久化も検討すべきである。

3 価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、適格請求書等保存方式のスタートを前に中小企業者の間で価格転嫁についての不安は大きく、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める。

V 地方税制について

1 固定資産税

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に都市部で地価上昇が顕著で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

(2) 固定資産税の免税点の引き上げ等

設備投資の促進を図るため、固定資産税における減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入できるよう求める。

2 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において、新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を要望する。

3 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう要望する。

4 安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう要望する。

5 申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう要望する。

VI その他

1 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（e-L Tax）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3 寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど、必ずしも法人等の本来的な財務能力（寄付能力）を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

5 マイナンバー制度

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。制度上の課題と普及しないが故の課題を混同し、混乱を招いてきたが、ようやく普及に目途が付いたところとなった。今後は、国民の納得と理解を得ながら、社会保障・税に関する行政の手続における利便性の向上はもとより、正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するよう求める。

6 激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%の控除をした上で行うこととされている。しかし、

- ①激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
- ②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
- ③激甚災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすることが適当である。

札幌西法人会 担当税理士紹介

(令和5年6月～令和7年6月)

令和5年6月、法人会各支部の担当税理士が変わりましたのでご紹介します。

(R5.7.12 現在)

法人会支部及び担当税理士	担当部会	事務所住所	電話
1. 桑園	桑園		
担当部会長 青 山 哲 雄		中央区北4条西16丁目 第1ビル7階 税理士法人 五ノ井会計事務所	215-8705
担当会員 鈴 木 忍		中央区北2条西13丁目 札幌第一会計ビル	222-1615
2. 大通	中央		
担当部会長 八 森 恵 一		中央区南1条西11丁目ワンズ南1条ビル3階	213-1008
担当会員 松 宮 清 彦		中央区南1条西25丁目2-24 シェナ円山303号室	090-2128-0858
3. 山鼻	山鼻		
担当部会長 中 村 圭 佐		中央区南11条西9丁目3-31 あけぼのビル3階 税理士法人中村総合会計	562-4337
担当会員 金 田 誠 司		中央区南9条西5丁目パーク9・5ビル3階 税理士法人協栄会計	531-8512
4. 円山	円山		
担当部会長 菊 地 紀 之		中央区大通西28丁目1-2 円山公園ビル 4階	643-8615
担当会員 佐 藤 春 樹		中央区大通西28丁目1-2 円山公園ビル 4階	590-0927
5. 琴似・八軒	琴似		
担当部会長 今 村 尚 司		西区琴似1条6丁目1-17 細川ビル3階	676-8050
担当会員 中 橋 慶		西区二十四軒4条5丁目2-18 税理士法人共栄会計	644-1371
6. 発寒	大通		
担当部会長 坂 本 武		中央区大通西16丁目2-5 税理士法人エンカレッジ	215-7130
担当会員 濱 野 潔		中央区大通西14丁目1-14 NEO BLD 2階 あすか税理士法人	280-0022
7. 西宮・西野・手稲	西野・発寒・手稲		
担当部会長 瀧 谷 和 隆		手稲区曙6条3丁目8-1 2階	688-1530
担当会員 楠 博 行		西区発寒13条4丁目1-68 税理士法人松井一晃事務所	215-8288
担当会員 村 岡 学		西区西町南12丁目2-32	624-5880

札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。

＜例外として普通徴収が認められる事由＞

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和6年度（令和5年分）の給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

年度の途中から特別徴収を行う場合は、札幌市中央市税事務所特別徴収係へ「特別徴収への切替依頼書」を御提出ください。インターネットでの手続きも可能です。詳しくはホームページを御覧ください。

* ホームページ ☞ [札幌市 オンライン 特徴切替](#) で検索

●特別徴収を実施しない場合は「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします

従業員全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※ 「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-211-3075）に御連絡ください。

* 様式ホームページ ☞ [札幌市 特別徴収実施困難理由書](#) で検索

給与支払報告書の提出等は eLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和6年度（令和5年分）の給与支払報告書の提出について、令和3年分の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、eLTAXまたは光ディスク等で提出する必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準（100枚）以上となるときは、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

地方税共通納税システムを利用すれば、インターネットから各金融機関の口座やクレジットカードによる納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなり、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入もできます。

詳しくは、下記のeLTAXホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構）☞ <https://www.eltax.lta.go.jp>

●特別徴収税額通知の電子送信について

eLTAXで給与支払報告書を御提出いただく際に御希望いただくと、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税者用）を電子で送付いたします。（納税者用通知については、従業員にも電子的に送信することができる事業者のみ電子での受け取りが可能です。）

※ 令和5年度まで、eLTAXで給与支払報告書を提出いただく際に御希望があった場合や、光ディスクで給与支払報告書を御提出いただいた場合には、特別徴収税額通知データを参考データ（副本データ）としてお送りしていましたが、令和6年度から当該データの送付は廃止となりますので御注意ください。（法改正によるものであり、全国的に廃止となります。）

税金の納付は

簡単・便利な

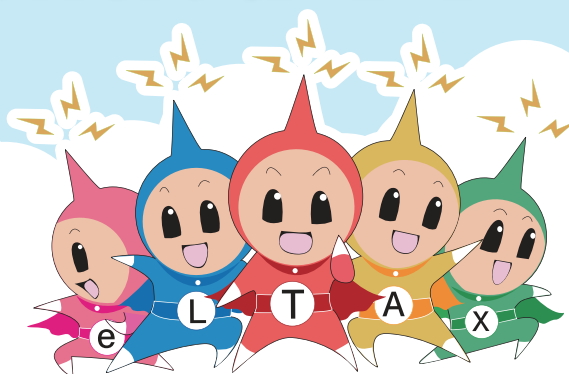
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：
イータ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…



- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

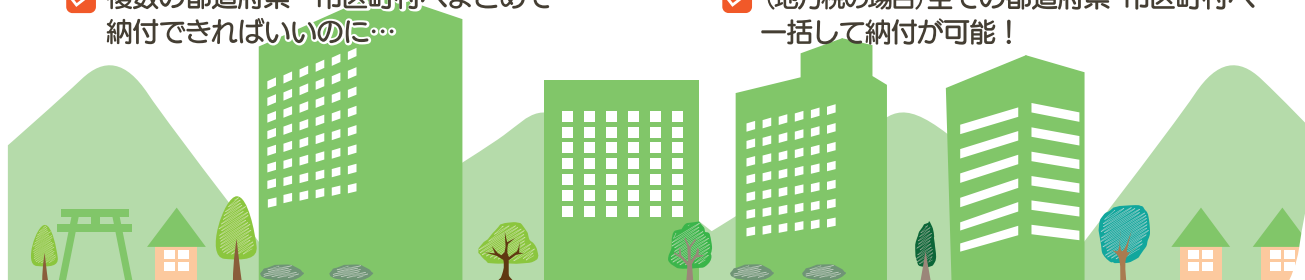


AFTER

これからは



- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！



具体的な
手続きは
裏面へ→

1



ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続きからスタート！
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✓ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続きスタート！
- ✓ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する
※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」



手続に関する不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する
※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続に関する不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



物知りでなけりゃ落語は聞けない？

フリーランライター 藤木 順平

落語家の林家木久扇師が来年「国民的番組」といわれる『笑点』を降板することが話題となった。日本にいる落語家さんは、この番組のメンバー7人だけだと思っている人がいるそうだ。落語家は東・西で千人を数えるというのに。

落語には蕎麦と同様、その道の「通」がいる。蕎麦はまず、汁をつけずにそのまま食べるのだ、わさびは汁に溶かすのだの…放っとけ、食いたように食うわ！

「落語は古典に限る」というのもその口だ。長い間、人々に聞き継がれてきた分、古典落語は面白いし洗練もされている。一方、時代のずれで内容が理解できないという人がいるのも事実だ。例えば、夜鳴き蕎麦の代金を一文ごまかす「時そば」がそれだ。この季節によく聞く噺だが、これのさげ（落ち）は「九つから始まって四つで終わる」江戸時代の時制が肝（きも）である。

夜の四つが午後10時で、九つが午前0時。せっかちな男が、2時間早く蕎麦を食べて失敗したおはなしでございます。こんなこと説明したら、面白くもなんともないもの…。古典落語の未来は？

筆者紹介 藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランライター。日本笑い学会会員。

私たちが公益法人を支えます

（令和5年6月～9月 新入会員）

支 部	新 会 員 名	住 所 （個人の住所は略）	入 会 の 紹 介 者
大 通	(株)オーセン	中) 大通西15丁目3-13	AIG損害保険(株) 札幌支店 伊賀
	(株)インブルー	中) 大通西18丁目1-40プログレッシブオフィス602	事務局 DM
	(有)延山	中) 南17条西9丁目2-12	AIG代理店 (株)アドバンス 金中優論
円 山	(株)献	中) 南2条西26丁目3-3	札北 (株)ビルドワーク 村上 誠
	(株)クローバー	中) 宮の森4条5丁目1-10	AIG損害保険(株) 田島 渉太
	(株)Raifuku	中) 宮の森2条6丁目3-1	大同生命 佐々木則子
	(株)EIYU	中) 北1条西26丁目2-20-301	事務局
	佐藤修税理士事務所	中) 北2条西20丁目1-12佐々木ビル1階	(株)トータルネットワーク 藤川
	行政書士武田泰岳事務所	江別市大麻園町18-16	喜州紀伊國屋(株) 佐藤 隆陽
	敷商事(株)	中) 大通西18丁目1-14	大同生命保険(株) 打越 亜紀夫
琴 似	(株)コンサルティングモール北海道	北) 北23条西5丁目2-24-806 ノルテブリッサ24ロード	ベル食品(株) 福山恵太郎
	(株)北令	西) 二十四軒2条6丁目3番28サンフラワー24.302	AIG代理店
	本間 勇喜		アイリス研究(株) 川合秀博
	(株)ALIYA	西) 山の手2条12丁目12-21	AIG損害保険(株) 工藤 聡己
八 軒	八軒吉草庵	西) 八軒10条東4丁目1-28ユニエスビル1-3F	札幌西法人会 副会長
	(株)NJSP	手) 新発寒5条2丁目11-14	武田 治
発 寒			(株)オーク 酒井和子
			AIG代理店
西 宮	(株)アール エフ	手) 西宮の沢1条4丁目5-25-404	(株)エスアイエス北海道 佐々木光一
	(株)TSUNATORI	西) 西町南5丁目1-5	AIG損害保険(株) 工藤 聡己
西 野			AIG代理店
	(株)樋川電気工事	西) 西野12条8丁目3番31号	HIホールディングス(株) 堀
	(株)Super Fast Action	西) 西野5条2丁目8-18	AIG損害保険 伊賀洋介
			AIG代理店
	(株)オリジン	西) 福井5丁目21番4号	HIホールディングス(株) 千葉
手 稲			(有)試験場前自動車学園
			泉 みち子
	(株)シュノコネクト	西) 平和3条9丁目5-2	AIG代理店 (株)TONARI 小豆島 純
	ディレクト(株)	手) 手稲前田580番9	AIG損害保険 池田大介
	合同会社カムイノミTree Works	手) 手稲本町1条3丁目4-8-303	(株)ワンズエージェンシー 榎本孝志
	(株)手造り本舗 楽	手) 金山2条3丁目11番17号	AIG損害保険(株) 工藤 聡己
	(有)山本工業	手) 曙5条3丁目19-12	AIG損害保険(株) 工藤 聡己
	高沢建装	手) 前田8条10丁目3-25	AIG損害保険(株) 松浦
	植松建築工房	手) 前田13条10丁目1-3	AIG損害保険(株) PCA 小林輝人
	(有)もとい電工	手) 星置2条3丁目7-20-2A	HIホールディングス(株) 原田
	(株)アースリンク	手) 手稲本町2条3丁目4-7	岱グループ・ダイナミックス総合研究所 藤原 靖広

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp>

札幌西法人会 検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

中高年のための歯のケアとメンテナンス

永江 ながし ※ 画面はイメージとなります。

講師プロフィール

※京都出身 一橋大学を卒業後、一般企業にて勤務するが、より社会人に役に立つ仕事をしたと東京医科歯科大学歯学部に入學。卒業後は部分診療歯科専攻科に在席研修を修め、

1.はじめに

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め 新任経理担当者向け
経理実務 基礎講座
公開期限: 2023年12月末

株式会社プロモーターズ・カンパニー代表取締役 中
小企業診断士 石川 アサ子

お勧め 基礎からわかる「インボイス制度の
概要と電子帳簿保存法のポイント」
令和5年度制度改正 対応版

公認会計士 コンサルタント
川口 宏之

お勧め 時代を読み解く東洋の帝王学
先の見えない不安を解消する方法

経営コンサルタント(中小企業診断士) 工学博士
東洋運命学研究者 篠田 法正

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 元商社マンが語る 価格交渉の極意	生駒 正明	43分	一般経営	NEW 市場を理解する簡単テクニック ～誰でも実践できる調査の初歩～	橋本 規宏	29分
	存在感で差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分		現代に活かす「戦国大名」失敗の研究 第4編 織田信長 (なぜ裏切りは起きるのか)	瀧澤 中	59分
	スポーツ実況 アナウンサーが教える！ 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分		無理なく人を動かす東洋の知恵	篠田 法正	47分
	あなたの会社は何点？ 働き方改革 整理整頓プロジェクトで生産性アップ！	藤岡 聖子	40分		全ての経営者必見！ 未来を切り開くDX入門	井手 美由樹	40分
	刑事メンタルで ピンチをチャンスに(10)	森 透匡	4分		DX セミナー(1) 入門編	阿部 満	50分
法律	会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリお答えします 【3.ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	12分	経理・財務	NEW 中小法人の決算と 法人税申告の基礎知識 公開期限: 2023年12月末	伯母 敏子	102分
ライフスタイル	アナウンサーの裏側と 伝わることの難しさ	河村 太郎	38分		初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	幸せな人生を送るための 睡眠改善	ヨシダ ヨウコ	44分		人が育つ！定着する！ 『新標準の人事評価』	安中 繁	36分
	相続前に知っておくべき 不要な不動産対策セミナー	松尾 企晴	42分	経政	SDGs入門講座 ～親子でできる・家庭でできるSDGs～	福田 多美子	45分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-231-0763**

小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手84円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

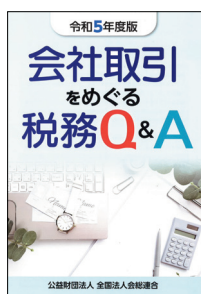
(部数に限りがありますので、先着順で各冊子それぞれ2冊までとさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

- ① 相続発生から
1年間の手続きガイド



(39ページ)

- ② 会社取引をめぐる税務Q&A
(令和5年度版)



(31ページ)

- ③ 会社の決算・申告の実務
(令和5年度)



(64ページ)

- ④ 源泉所得税実務のポイント
(令和5年度版)



(31ページ)

- ⑤ 電子帳簿保存法
電子取引データ・電子インボイス



(56ページ)

- ⑥ 強いチームはこうして作る
段取り力の鍛え方



(39ページ)

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館2階 ☎231-0763 FAX241-3216
11月20日から新住所

〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル3階 ☎624-5788 FAX624-5799
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員 (○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

(切手84円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。

法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							